

パルシステム協力会
ご加入の会員企業の皆様へ

＜パルシステム協力会＞
ふれあい保障制度のご案内

パルシステム協力会

＜問い合わせ先＞

保障制度事務局：(株)パルふれあいサービス

TEL：03-3232-2460

FAX：03-3232-2467

ふれあい保障制度の仕組み

ふれあい保障制度は、皆様が雇用されている従業員を対象に、業務上災害などの万一の事故が起こった場合の各種見舞金や、暮らしに役立つ相談サービスなどをご提供します。皆様の福利厚生を強力にバックアップし、皆様の会社の活性化、そして協力会全体の活性化を図ることを目的としています。

<保障制度の内容>

業務上災害補償見舞金、葬祭費用見舞金、住居災害見舞金、家族葬祭見舞金、遺児育英見舞金、妊娠祝い金、介護サービス助成金、家族葬祭見舞金、入院見舞金、家事援助支援金、結婚祝い金

サービス提供…フリーダイヤルによる生活サポート相談サービス

保障掛金

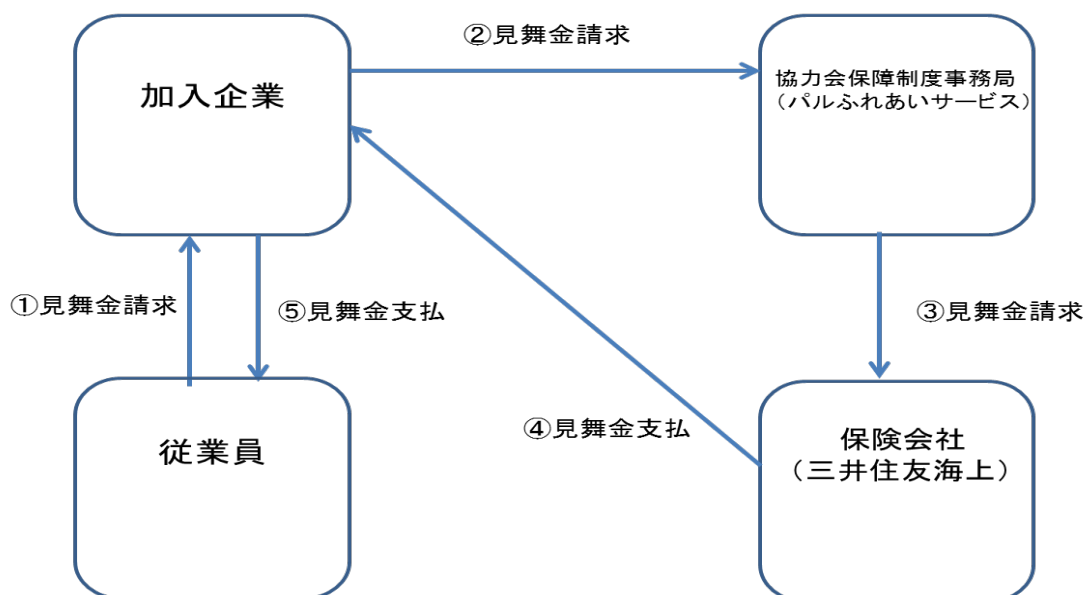
対象となる従業員一人あたり年額3,600円をご負担いただきます。

見舞金等のお支払い方法

給付対象となる事由が発生した場合、協力会保障制度より皆様の会社へ該当の見舞金(祝い金)をお支払いいたします。従業員の方には会社からの給付としてお支払いいただけます。

(ご請求にあたっては保障金請求書類と事由発生 of 証明書類等をご提出いただきます)

<ふれあい保障制度イメージ>



※「結婚祝い金」のみ、協力会事務局より直接加入企業様へお支払となります。

加入期間

毎年5月1日から1年間（中途加入制度もあります。）

各種見舞金等の内容

業務上災害補償見舞金…死亡1000万円、後遺障害1000万円～20万円

従業員が業務上の事由（通勤災害を含む）によって被った傷害、疾病（業務に起因するものに限り）により死亡または後遺障害を被った場合に、見舞金をお支払いします。

<お支払いする事故例>

- 工場内で作業をしていたところ、機械に手を挟み、大ケガをした
- 倉庫内で荷物点検をしていたところ、突然荷崩れし、下敷きになって死亡した

<お支払いできない主な場合>

- 従業員の故意、自殺行為、犯罪行為
- 地震、噴火、または津波
- 業務に起因しない疾病
- 政府労災で認定されない事案

葬祭費用見舞金…20万円

従業員の葬祭が行われ、その遺族等が費用を支出した場合に見舞金をお支払いします。

<お支払いする例>

- 従業員が死亡し、葬儀が行われた。

<お支払いできない主な場合>

- 従業員の自殺行為

従業員入院給付金…7日まで1万円、8日以上3万円

従業員が被った傷害、疾病により入院された場合に見舞金をお支払いいたします。

<お支払いする例>

- 従業員が通勤途中で車と接触して入院した
- ぎっくり腰で入院した

<お支払いできない主な場合>

- 妊娠、出産や無免許、飲酒運転による入院など

結婚祝い金…1.5万円（但し、同一人1回限り）

※2023年5月改定

※2023年5月1日以降の婚姻日（入籍日）
からが対象となります。

従業員等が婚姻された場合に祝い金をお支払いします。

<お支払いする例>

- 従業員が結婚した（婚姻を証明する公的書類を基にお支払いします）

<お支払いできない主な場合>

- 婚姻届は提出していないが、事実上婚姻状態にある関係（事実婚）

従業員家族死亡見舞金…実父母、同居義父母、配偶者、実子3万円、別居義父母1万円

＜お支払いする例＞

- 従業員のお父様が亡くなられた

＜お支払いできない主な場合＞

- 家族死亡原因が保障金受取人の故意

住居災害見舞金…全損10万円、半損5万円、床上浸水2万円

従業員の居住する建物が、火災、地震、風水災等の災害により、全損・半損あるいは床上浸水の被害を被った場合に見舞金をお支払いします。

＜お支払いする例＞

- 従業員の居住する建物で火災が発生し、全焼した
- 集中豪雨により水害が発生し、従業員の居住する建物で床上浸水した

＜お支払いできない主な場合＞

- 従業員等の故意による事故

遺児育英見舞金…20万円

22歳未満で就職されていないお子さまがいる従業員が、傷害、または業務に起因する疾病より死亡した場合に見舞金をお支払いします。

＜お支払いする例＞

- 小学生の子供を持つ従業員が交通事故で死亡した

＜お支払いできない主な場合＞

- 子供が就職している場合
- 業務に起因しない疾病による従業員の死亡
- 従業員の自殺、犯罪行為など

妊娠祝い金…1万円

従業員またはその配偶者が妊娠した場合に祝い金をお支払いします。

＜お支払いする例＞

- 従業員の配偶者が妊娠した（母子手帳で確認いたします）

＜お支払いできない主な場合＞

- 保障制度ご加入以前に医師の診断等によって、妊娠が判明していた場合

介護サービス助成金…日額2000円（180日限度）

従業員等の親族が要介護状態となり、介護サービス（ホームヘルプおよび介護施設入所等の直接的に介護するサービス）を利用する場合に、利用日数に応じて助成金をお支払いします。

＜お支払いする例＞

- 従業員の母親が所定の要介護状態となった

＜お支払いできない主な場合＞

- 保障開始以前に対象となる人に要介護状態となる原因が発生していた場合
- 所定の要介護状態にならない場合
- 介護サービスを利用しない場合

家事援助支援金…日額1000円（365日限度）

従業員等またはその配偶者が出産、傷害または疾病により入院し、家事運営が不可能となりホームヘルパーを利用した場合に、利用日数に応じて支援金をお支払いします。

＜お支払いする例＞

- 従業員の配偶者が出産入院の為、家事運営が不可能となり、ホームヘルパーを利用した
＜お支払いできない主な場合＞
- 保障開始以前に対象となる人に家事運営が不可能となる原因が発生していた場合

給付事由が発生した場合には

万一の事故など、従業員の皆様に保障金給付の対象となる事由が発生した場合には、所定の保障金請求書類と、事由の内容等を証明する書類を添付して事務局宛お送り下さい。

保障金をご加入いただいた各企業様の口座へお振込いたしますので、対象従業員の方にお見舞金等としてお渡し下さい。

お問い合わせは

パルシステム協力会

保障制度事務局：（株）パルふれあいサービス 担当者まで

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿6F

TEL：03-3232-2460 / FAX：03-3232-2467